

令和 3 年 6 月 30 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03441

研究課題名(和文) 精神障害に起因する犯罪の被害者支援と加害者の再犯防止

研究課題名(英文) Victim Support for the Crimes caused by Mental Disorder and Prevention of Recidivism for Mentally Ill Criminals II

研究代表者

奥村 正雄 (OKUMURA, MASAO)

同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号：30265532

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果 1 被害者が精神・知的障害を有する加害者が惹起した犯罪により被害を受けたが、加害者が責任無能力で刑事責任を負わないときは原則的に民事責任も否定されるのは、加害者が健常者であれば民法709条の不法行為責任が生ずることと比較して不合理か。一般的にはそのように理解されているが、同714条は、責任無能力者の他害行為につき監督義務者に損害賠償義務を負わせることによりアンバランスをか解決している。2 被害者が精神・知的障害を負った加害者から再被害を受けないよう加害者の再犯防止と社会復帰に基く処遇方法の検討が必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

精神障害・知的障害に起因する犯罪の被害者支援のあり方は、加害者が健常者である場合と基本的には同じであるが、心神喪失により無罪となった者は、民事賠償責任も否定されるのが一般である。しかし、近時はその者に対する監督者に監督義務の懈怠を根拠に損害賠償義務を負わせて、損害補填のバランスをとっている。一方、被害者が強く恐れることは、無罪となった加害者から再被害を受ける恐れである。そこで、加害者は施設内・施設外をとおして再社会化のために訓練を受け、再犯防止に努める義務がある。この義務付けを精神障害者等に課すことに反対論もありうるが、自ら市民社会の構成員としてその運営に関わる以上、当然の義務と考える。

研究成果の概要(英文)：Results of this survey 1 When mental illness or intellectual disorder offender caused damages to victims, they are in general exempted from criminal responsibility as well as no compensation liability, such cases are resulted the compensation liability of supervisory responsible person.

2 What is important for victims and these offenders to rehabilitate and prevent from the repeated crimes.

研究分野：刑法学、被害者学

キーワード：精神障害犯罪者 知的障害犯罪者 供述弱者 損害回復 社会復帰 再犯防止

1. 研究開始当初の背景

本研究の客体となる精神障害者や知的障害者に対する偏見や差別意識が社会一般に残存しているため、研究テーマに選ぶことに少し躊躇した。たしかに、例年の刑法犯検挙人員総数に占める彼等の割合は約1%に過ぎない。しかし、放火の約20%、殺人の約10%に精神障害があることから放置できない存在である。

一方、近時、精神障害・知的障害を有する被疑者・被告人に対して、供述弱者という存在であることから、取調べの可視化がわが国でも進んでいる。こうした被疑者・被告人の人権を配慮した刑事手続のあり方を推進することは、被害者等支援の流れが後退することがないように留意すべきである。本研究では、犯罪を行った触法精神障害者に対して現行法により不起訴処分となった者、裁判で無罪となった者を中心に考察を加える。

2. 研究の目的

2004年に制定された犯罪被害者等基本法及び2005年に策定された犯罪被害者等基本計画において、被害者等への支援は、被害者等が再び普通の生活取り戻せるようになるまでそのニーズに従い途切れなく支援の手を差し伸べることが国、地方公共団体、国民の責務であると明言された。精神障害・知的障害を有する加害者から自己または愛する家族が殺傷の被害を受けた場合、加害者が健常者であれば極刑をもって償わせることも可能である。しかし、犯行当時責任無能力であれば刑事責任は課せられず、措置入院の対象になっても1年ほどで退院し社会に復帰する。損害賠償請求についても、刑事事件で無罪判決を言い渡された者は民事賠償も負わないのが原則である。しかし、これでは被害者側は、踏んだり蹴ったりである。そこで、近時、監督義務の懈怠を根拠に賠償責任を負わせるようになってきている。しかし、他方、精神障害者または知的障害者等の「供述弱者」と呼ばれる被疑者が取調べで捜査官の誘導尋問により虚偽の自白をする傾向が強いことが指摘されている。この事態を避けるため、取調べの可視化に向け録音・録画が採用されるようになってきた。では、このような刑事手続上の人権保障の導入促進は被害者支援に対抗的なものになるか。さらに、被害者等が望む安心で安全な社会生活を送ることを実現するためには、加害者の復帰後の社会内処遇を充実させ再犯を抑えこむしかない。一般受刑者の再犯率は高く、なかなか困難な課題であるが、実現に向かって果敢に挑むべきである。

3. 研究の方法

当初、2017年度に共同研究者4人全員で、このテーマについては比較法研究が必要であるとの認識に立って、先進的施策が行われているイギリスとドイツの法務省、刑事裁判所、収容施設、被害者支援団体等を訪問調査するとともに、量刑論に詳しいオックスフォードのアシュワース教授など数名の著名な専門家にインタビュー調査を予定していた。ところが、研究代表者である私が進行性の難病に罹患し、歩行困難となったため、英独への調査旅行は幻となってしまった。これに変わる意義ある作業として、イギリス刑法のある教科書の翻訳を同志社法学誌上に掲載することとした。また、英独からそれぞれ著名な学者を招聘し、研究会及び講演会でのレクチャーを企画した。2019年11月にアシュワース教授の招聘は実現したが、ドイツのボッシュ教授の招聘は、2020年3月の予定で準備していたが、コロナ禍で延期することにし、研究期間の1年延長を申し入れ認められたが、2021年の3月もコロナ禍が収束せず中止となった。

4. 研究成果

以上の次第で研究計画が大幅に変更されたが、関連の研究も含め、以下の研究成果が得られたので、要点を説明する。

(1) 精神障害・知的障害を有する加害者が犯行時における責任能力が存しないとして処罰されなかったとき

捜査段階・公判前整理手続の段階において被疑者の責任能力について疑義が生じたとき、検察官は、簡易鑑定を1名の精神科医に申立て、その結果、被疑者が心神喪失または心神耗弱で犯行時において是非善悪の弁識能力とその能力に従い自己をコントロールする制御能力を欠いているという理由で(刑39条1項・2項)、不起訴処分にできる。なお、捜査段階においても正式鑑定が行われることがある。

一方、捜査段階においては、被疑者の責任能力の有無は問われず起訴され公判が開始された後制度には申請される。心神喪失・心神耗弱の概念が精神医学上の概念ではなく、法律上の概念であることから、裁判所は、精神医学や心理学等の専門家による法律判断の基礎となる生物学的・心理的事実の認定を基礎にして、行為時において行為者が心神喪失・心神耗弱にあったかどうかを判断する。最決平成20年4月25日刑集62巻5号1559頁は、「専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、鑑定人の公正さに疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的事情が認められるのでない限り、その意見を十分に尊重して認定すべきものというべきである。」と判示している。こうして、裁判所は、鑑定意見を十分に尊重しつつ、責任能力の判断は最終的には法律的判断であるとした(最決平成21年12月8日刑集63巻11号2829頁)。その結果、被告人が心神喪失を理由に公判前の簡易鑑

定で不起訴になった、あるいは公判段階での正式鑑定に従い無罪となった場合、検察官は、精神保健福祉法 25 条に基づきその旨を都道府県知事に通報することを義務づけられている。通報を受けた知事は、精神保健指定医の診断を受けさせ、当該の者が精神障害のために自傷他害のおそれがあるという判断を 2 人以上の指定医が一致して下した場合、その者を国公立の精神病院その他の指定の精神病院に措置入院させることができる（29 条）。しかし、措置入院制度には裁判所による審査が介在していないため人権保障の点で問題があるとか、犯罪性の高い触法精神障害者に対する治療を犯罪者でに般の精神病患者と同じ環境下で行うことにどれほどの意味医療」のかむしる弊害の方が多いのではないかなどとの問題の指摘がある。こうした状況の中で、2001 年 6 月に精神病院に入退院を繰り返していた加害者が教育大学附属小学校に入り児童 8 名を殺害する事件が発生した。

そこで、政府は、触法精神障害者によるより重大な事犯に対応しうる保安処分の性質をもつ医療観察法を制定した。

（ 3 ） 損害回復について

被害者は、加害者から被った不法行為に対し刑事責任とともに、損害回復を求めて、民法 709 条を根拠に不法行為責任を追求し、損害賠償請求訴訟ができる。これに対し、加害者が精神障害者であった場合でかつ自己の行為の責任を弁識する能力を欠いているときは賠償責任はない（民法 713 条）。しかし、これでは、触法精神障害者の被害者は踏んだり蹴ったりである。

そこで近時は、責任無能力者の監督義務者の監督義務の懈怠を根拠にする事例が増えつつある。」（最判昭和 58 年 2 月 24 日判時 1076 号 5 8 頁、仙台地判平成 10 年 11 月 30 日等。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 2件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 奥村正雄	4. 巻 1
2. 論文標題 被害者の視点を取り入れた刑事司法の展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 半在被害者支援30年・犯罪被害給付制度及び救援基金40年記念誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村正雄・山田慧	4. 巻 71
2. 論文標題 A.アシュワース「イギリスにおける量刑の諸問題」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 215-225
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村正雄	4. 巻 1
2. 論文標題 民間犯罪被害者支援団体の歴史と展望	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 全国被害者支援ネットワーク創立20周年記念誌	6. 最初と最後の頁 13-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村正雄	4. 巻 69巻7号
2. 論文標題 少年法の適用年齢の引き下げの是非をめぐる議論	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 833-868
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村正雄	4. 巻 70巻1号
2. 論文標題 A.Ashworth & J.Horder, 刑法の原理第7版(5)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 95 99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村 正雄	4. 巻 69巻7号
2. 論文標題 少年法の適用年齢の引下げを巡る議論	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 833-868
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川本 哲郎	4. 巻 69巻7号
2. 論文標題 犯罪被害者の人権と被害者支援	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 813-832
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 洲見 光男	4. 巻 69巻7号
2. 論文標題 アメリカにおける取調べの規制	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 889-916
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方 あゆみ	4. 巻 69巻7号
2. 論文標題 摂食障害と万引きに関する一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 1187-1218
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 同志社大学イギリス刑事法研究会	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 444頁
3. 書名 A. アシュワース&J. ホーダー 『イギリス刑法の原理』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	緒方 あゆみ (OGATA AYUMI) (40535390)	中京大学・法務総合教育研究機構・教授 (33908)	
研究分担者	川本 哲郎 (KAWAMOTO TETUROU) (60224862)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	
研究分担者	洲見 光男 (SHUUMI MITUO) (90241124)	同志社大学・司法研究科・教授 (34310)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------